

※1、羽根共同報

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



今年も、10月1日から令和4年3月31日まで、赤い羽根共同募金運動が始まります。この運動は、民間の社会福祉事業を推進するための募金として「社会福祉法」に位置付けられ全国一斉に展開されます。

本市においても、共同募金橋本市支会が様々な形で募金活動を行います。

10月になりますと各区長・自治会長さんを通じてお願いする各世帯への「個別募金」の他、「法人募金」「職域募金」「学校募金」などを行います。ご協力をお願いいたします。

お寄せいただいた募金は、県共同募金会を通じて申請のあった、地域の社会福祉施設や更生保護施設、NPOを含む福祉団体の備品購入や施設修繕、広域(圏域等)福祉団体主催事業及び社協の地域福祉活動などに助成されます。

地域のさまざまな福祉や ボランティア活動のご支援に ご協力ください。

街頭募金中止について(お知らせ)

毎年10月1日に、共同募金運動の一環として、市内の駅・小売店にご協力をいただき街頭募金運動を実施いたしておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止することになりました。





社会福祉協議会の介護職員募集

~社会福祉協議会からのお知らせ~

登録ヘルパー ○職種

○雇用形態 登録

○仕事内容 (生活支援)調理、掃除、買い物等

(身体介護)食事、入浴介助、清拭

○給与等 (生活支援) 時給 1,000 円~

(身体介護) 時給 1,400 円~

○要資格 普通自動車第1種免許及び次の何れか。

・ホームヘルパー2級

• 介護職員初任者研修修了者

• 介護福祉士

〇応募期間 随時

〇申込方法 「介護職員採用申込書(履歴書)」を提

出してください。市社会福祉協議会で

配布します。

お問い合せ

市社会福祉協議会

電話:33-0294 FAX:33-4377

扫当:
計脇



善意のお気持ち

市社会福祉協議会では、市民のみなさまからの「地域のた めに使ってほしい」という思いのこもった金銭や物品等を お預かりして、地域福祉のために大切に使っています。み なさまのあたたかい善意をお待ちしています。

【遺志金】

• 高野加代子 様 (紀見) 30,000円 亡夫 高野健一様の遺志として

【寄贈品】

• 匿名 様

肌着いろいろ

• 匿名 様

ふとん

使用済み切手・書き損じはがき等をいただきました

(敬称略)

栄迫さん/中谷教子/木全満知子/奥村里枝子/ 神谷みどり/岩城雄三/北本一美 橋本市障害児者父母の会/悠久の杜保護者会/ 恋野11班サロンびわのこ/ (株)リビングセンター長野/香久の実保育園/ ジオスター株式会社橋本工場/ 城山台花ボランティア/ 紀見北地区民生委員児童委員協議会/ 医療法人敬英会 グリーンガーデン橋本/ 退職者公務員連盟橋本支部/向井米穀店/

●_{救急医療情報キット}「あんしんカプセルー

あんしんカプセルは、自宅で急に体調が悪くなる など、救急搬送時に必要な「持病」「医療情報」「緊 急時連絡先」などの情報を記したカードをカプセル に入れ冷蔵庫に保管、救急隊員から医師に必要な情 報を伝え、迅速な治療に役立てます。

* カプセルはペットボトル (500ml)程度の大きさ

*お一人様につき1セット (カプセル、情報カード等)



●私の想いノート「エンディングノート」

「いざという時」に、あなたの大切な人へあなた の「想い」(思い)を伝えます。「もしもの時」に役 立つよう、自分の大切な情報を記録しておきましょ う。内容は、私のプロフィール(預貯金・保険・年 金等)、病気(告知・延命治療)、介護が必要になっ た時、葬儀、お墓等です。

*ノートは B5版52ページ *お一人様1冊





橋本防災士の会より

もしもの時のいつもの備え

Vol.20 ハザードマップの活用と課題

●ハザードマップを家庭・地域で確認し合う

- ハザードマップは、地域住民の自助力、共助 力を向上させるツール
- 住民は多忙な日常生活の中でハザードマップ をしっかりと確認し、我が家の対策を考える 機会を作る。
- (1)ハザードマップを囲んで我が家の防災会議を 開く

時間を作って家族全員が集まり、自治体から 配布されたハザードマップを全種類確認。

(2)地域で災害図上訓練を行う

自分の手で地図にハザード(危険)を書き込 むことで、イメージが湧き、対応も現実的に 考えることが可能となる。

(3)動くハザードマップでシミュレーション ハザードマップを活用する際に気を付けるべ きことは、ハザードマップに示された被害予 測情報が最大値だという思い込みを招きやす いことです。

「災害イメージの固定化」を解消するものと して、避難情報の発令タイミングや住民の 避難開始タイミング、避難ルートなどの条件 を利用者が選択できる「動くハザードマッ プ」を使ってみることです。

日常生活を支える車椅子や福祉車両の貸し出しを行っています





○車椅子

- 市内在住の方で、一時的に車椅子を必要とする方。
- ・利用期間は原則2週間程度もしくは1か月以内です。
- ・ 費用は無料です。

〇福祉車両

- ・市内在住の障がい者、高齢者、歩行が困難で車椅子を利用 されている方。原則3日以内が利用期間です。
- 費用は無料です(使用燃料のみ自己負担)。
- ・希望する日の3か月前から1週間前までに申請書の提出が必要です。

※何れも利用前にお電話で空き状況等をご確認ください。

電話:33-0294

社協の相談事業

相談予定力レンダー

◎心配ごと相談

日常生活の悩みごとや心配ごと。 10月1日(金)・4日(月)・18日(月) 13:00~16:00

◎まちの法律家なんでも相談

相続・遺言・成年後見制度など 10月21日(木)13:00~16:00 ※要予約(先着4名まで)



◎生活福祉資金貸付相談

失業による生活再建、入学・就学費など (月)~(金)9:00~17:00

◎介護相談

介護に関すること (月)~(金)9:00~17:00

※相談場所は何れも橋本市保健福祉センター。 (心配ごと相談は金曜日のみ高野口地区公民館)

※相談に関するお問い合せ先は、市社会福祉協議会

電話:33-0294まで。

コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談事業を 中止する場合がありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の 影響による特例貸付のご案内

コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業および減収等により生活資金(家賃・食費・光熱費等)でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費))の特例貸付を実施しています。なお、**受付期間が延長され11月末日までとなっています。**

- ◎令和2年10月1日以降、一部取扱いが変更となりました。
 - ① 総合支援資金の借入申込にあたって、生活 困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事 業の利用が必須となりました。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことを証する書類の提出を求める場合があります。
- ■詳細については、市社会福祉協議会までお問い 合せいただくか、ホームページでご確認くださ い。相談を希望される方は、事前にご連絡くだ

さい。電話:33-0294

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会

社協ホームページ

橋本市社協



広報は、みなさまにご協力いただいた社協会費・赤い羽根共同募金により発行しています。